

# 吸収分割に係る事後開示書面

(会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び第 801 条第 3 項第 2 号  
並びに会社法施行規則第 189 条に定める書面)

2022 年 4 月 1 日

三菱瓦斯化学株式会社

グローバルポリアセタール株式会社

2022年4月1日

## 吸収分割に係る事後開示書面

吸収分割会社： 東京都千代田区丸の内二丁目5番2号  
三菱瓦斯化学株式会社  
代表取締役 藤井 政志

吸収分割承継会社： 東京都千代田区丸の内二丁目5番2号  
グローバルポリアセタール株式会社  
代表取締役 大林 直人

三菱瓦斯化学株式会社（以下「分割会社」といいます。）及びグローバルポリアセタール株式会社（以下「承継会社」といいます。）は、2022年2月8日付にて締結した吸収分割契約書（以下「本件分割契約」といいます。）に基づき、2022年4月1日を効力発生日として、ポリアセタール樹脂、ポリフェニレンエーテル樹脂及び高性能ポリアミド樹脂コンパウンドの販売・研究及び統括管理に関する事業に関して有する権利義務（以下「対象権利義務」といいます。）を承継会社に承継させる吸収分割（以下「本件分割」といいます。）を行いました。本件分割に関する会社法第791条第1項第1号及び第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条に基づく事後開示事項は、下記のとおりです。

### 記

1. 吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第189条第1号）

2022年4月1日

2. 吸収分割会社における会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過（会社法施行規則第189条第2号イ）

本件分割は、分割会社において会社法第784条第2項に規定する簡易吸収分割であるため、該当事項はありません。

3. 吸収分割会社における会社法第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第189条第2号ロ）

本件分割は、分割会社において会社法第784条第2項に規定する簡易吸収分割であるため、会社法第785条の規定による手続は行っていません。

分割会社は新株予約権を発行していないため、会社法第787条の規定による手続は行っていません。

分割会社は、会社法第 789 条第 1 項第 2 号に定める債権者が存在しないため、該当事項はありません。

4. 吸収分割承継会社における会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 3 号イ）

承継会社において会社法第 796 条の 2 の規定による請求を行った株主は存在しませんでした。

5. 吸収分割承継会社における会社法第 797 条の規定及び第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 3 号ロ）

承継会社には会社法第 796 条第 1 項本文に規定する特別支配会社である分割会社以外の株主は存在しないため、承継会社は会社法第 797 条の規定による手続を行っていません。

承継会社は、会社法第 799 条第 2 項の規定に従い、2022 年 2 月 16 日付官報により、その債権者に対して所定の事項を公告し、また同日までに債権者に対し各別の催告を行いましたが、申述期限までに同条第 1 項の規定による異議申述を行った債権者は存在しませんでした。

6. 吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 4 号）

承継会社は、本件分割の効力発生日である 2022 年 4 月 1 日をもって、分割会社から対象権利義務を承継しました。

7. 会社法第 923 条の変更の登記をした日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）

2022 年 4 月 14 日までに会社法第 923 条の変更の登記を申請する予定です。

8. 上記に掲げるもののほか、吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 189 条第 6 号）

該当事項はありません。

以上